

地方公営企業法適用に向けた進捗状況について

(1) 概 要

当市の下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）については、平成28年3月に「那珂市下水道事業地方公営企業法適用方針」を定め、令和2年度会計から、財務に関する規定のほか、職員の身分取扱いに関する規定を含めた地方公営企業法の全部の規定を適用することとしている。

このたび、令和元年第4回定例会において、地方公営企業法の適用に係る条例の改正を行い、適用に向けた準備を進めているところであり、現在の進捗状況について報告する。

(2) 条例等の改正について

地方公営企業法の適用により下水道事業も公営企業として設置されることに伴い、令和元年第4回定例会において、公営企業としてすでに設置されている水道事業について定めた条例である「那珂市水道事業の設置等に関する条例」に下水道事業を組込み、「那珂市公営企業の設置等に関する条例」とし、あわせて関連する14の条例の改正を行い、令和元年12月20日に公布した。

これらの条例については、令和2年4月1日から施行することとし、関連する規定等についてもあわせて改正等を行う予定である。

(3) 令和2年度予算について

現在の下水道事業の予算については、現金主義に基づき「那珂市下水道事業特別会計」及び「那珂市農業集落排水整備事業特別会計」として計上している。

地方公営企業法の適用により、令和2年3月31日にこれらの会計の打ち切り決算を行い、事業に必要な資産等とあわせて、発生主義に基づき計上する「那珂市下水道事業会計」に引き継ぐこととしている。

令和2年度那珂市下水道事業会計は、令和2年第1回定例会に上程する予定で、現在準備を進めているところである。

(4) 出納及び収納事務について

現在の「那珂市下水道事業特別会計」及び「那珂市農業集落排水整備事業特別会計」の出納及び収納事務については、一般会計や他の特別会計とあわせて、会計管理者（会計課）において指定金融機関（常陽銀行）を定め、事務を行っている。

地方公営企業法適用後は、下水道事業において出納取扱金融機関（常陽銀行）、収納取扱金融機関（筑波銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫、常陸農業協同組合、中央労働金庫）及びゆうちょ銀行と契約を行い、直接出納及び収納事務を行う予定で準備を進めているところである。

なお、市民や各業者に口座情報等の変更手続きを求めることなく移行することができるよう、各金融機関に必要な手続きを行う予定である。

(5) 広報等について

地方公営企業法の適用に伴い、市民や各業者に特段の変更手続きを求めないが、納付書等の記載の一部が変更になるため、納付書等に文書を同封して周知するほか、広報なか・おしらせ版や市ホームページにおいて広く案内する予定である。

また、現在の下水道事業の経営状況については、資産及び債務の状況も含めて、定期的に公表する予定で準備を進めている。